

令和 7 年度 事業計画書（案）

自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 3 1 日

◆ 事業活動の基本方針

法人会は、税のオピニオンリーダーとして、税に関する研修活動・情報提供を通じて納税道義の高揚と税知識の普及啓蒙を図り、企業の健全な発展を支援する。また、会員相互の交流・情報交換を促進して企業価値の向上を支援する。併せて、地域に密着した社会貢献活動に取り組み、地域の振興への寄与と地域の未来を担う人材の育成を支援する。

次に、中小企業の立場から望ましい税制・財政のあり方について、調査研究を行い、税制提言活動を通じて企業の事業継続の支援や地域の人々が安心して暮らせる社会づくりに貢献する。

事業の公益性と社会貢献度を更に高めることに努め、公益法人としての社会的使命を果たすことによって、会員の輪を広げ、法人会の存在意義を確立する。

また、本会は全国 4 4 0 単位会の「目標となる法人会」として、各専門委員会や支部並びに部会の事業活動を通じて、会員及び不特定多数の多くの一般の方に、その使命が広く浸透するよう価値ある知識と正しい情報を迅速に提供する。

I 税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業 [公 1]

1. 税知識の普及を目的とする事業

(1) 新設法人説明会の開催

目的 新たに設立された企業に対し、法人新設時における必要な諸届等の手続きをはじめ、法人税法上の留意点について理解を促すことを目的に実施する。

対象 熊本西税務署及び熊本東税務署管内（以下、「管内」という。）に設立された 3 年以内の法人及び、受講希望の法人

(2) 税務研修会の開催

目的 さまざまな税を研修のテーマに取り上げ、税に関する理解と知識を深め、正しい税知識の習得を目的として、本部、支部、青年部会、女性部会それぞれが企画し開催する。

対象 会員及び、一般

2. 納税道義の高揚を目的とする事業

(1) 納税表彰者の推薦

目的 熊本西及び熊本東税務署長の納税表彰は、税務協力団体の活動を積極的に行い納税道義の高揚及び税知識の普及等に永年の功労があった者へ表彰状又は感謝状が贈られる。本会は、納税協力活動の推進者を育成するとともに広く社会に税の重要性と申告納税制度の更なる定着に向けた活動を展開する。

対象 表彰対象者

（２）税に関する作品の表彰

目的 国税庁において実施される「税を考える週間」行事の一環として、熊本西及び熊本東地区税務関係団体長連絡協議会との共催により、管内の小・中学生を対象に、税についての理解と意識啓発に資することを目的として、「税」をテーマとした作文、ポスター、標語、習字を各学校に依頼し作品を募集する。応募作品の中から優れた作品を選考し、１１月の「税を考える週間」の期間中に表彰する。また、受賞作品は市内アーケード街等に展示し、広報誌にも掲載する。その他、本会主催でも、幅広い年齢層から「税に関する作品」を募集する。

対象 管内の小学生・中学生及び、一般

（３）税金クイズ大会の実施

目的 小・中学生を対象に社会の一員として税を身近なものとして感じ取り、税への理解と意識啓発を促すことを目的として、税金クイズ大会を実施する。同大会に参加した児童・生徒とその保護者ほか会場内外の一般の方にも、税の冊子等を配布し税の啓発活動に努める。税金クイズ大会は、本会主催や他団体との共催のほか、各種スポーツ大会や地域の祭り等の多彩なイベントと併設しても実施する。

対象 小学生・中学生及び、一般

（４）租税教室

① 校内で租税教室を実施

目的 次代を担う小学生・中学生を対象に、税の大切さと必要性を学ぶことを目的として、学校の授業時間の中で実施する。会員や税務職員が講師となって、租税教育用 DVD の上映や本会作成の税に関するパネル等を教材として使用し、児童・生徒に身近な事例を解説する。また、有識者を講師に迎えても租税教室を実施する。

対象 管内の小学生・中学生

② 校外で租税教室を実施

目的 次代を担う小学生を対象に、税の仕組みや使われ方を通じ、税への理解を促すことを目的として校外で租税教室を実施する。児童の（夏季）休暇中を利用して、会員や税務職員が講師となって、税について授業を行い、併せて公共機関等での活動状況を実地に見聞し、自身の体験を通じて税の大切さと必要性を学ぶ機会とする。また、親子で学ぶ租税教室の開催や「くまもと zei 税ウォーキング」に参加する等、より多くの児童が校外での租税教室に参加できるよう広く告知する。

対象 管内の小学生

③ 職場体験学習時に租税教室を実施

目的 中・高校生の職場体験学習時に、勤労と税を結びつけた研修を通じて税知識を深めることを目的として租税教室を実施する。生徒の職場体験先において、会員が講師を務め、本会作成の税に関するパネルや資料を教材として使用し、税について解説する。

対象 管内の中学生・高校生

(5) 税に関する絵はがきコンクールの実施

目的 次代を担う小学生を対象に、税の理解と意識啓発を目的として、税をテーマとした絵はがきを管内小学校から募集する。応募作品の中から、優秀賞等を選出し表彰するほか、本会のホームページ及び広報誌に掲載する。また、優秀作品を載せたカレンダーを別途作成し、税を身近に感じられるよう管内小学校に配布する。

対象 管内の小学生

(6) 税務相談所の開設

目的 地域のイベント等において、設置可能な会場に税務相談所を設け、来場者から税に関する相談を無料で応じる。また、来場者には税に関する冊子等を配布し、税の啓発に努める。税務相談所の開設については、ホームページや広報誌等に掲載して告知する。

対象 会員及び、一般

(7) ホームページ及び広報誌による税情報の発信

目的 ホームページを更新し不特定多数の方々を対象に、各種研修会・講演会の開催案内や概要等を告知する。また、国税庁・熊本県のホームページへのリンクや、本会の広報誌を通じて、適宜必要な国税・地方税に関する税情報を提供する。年3回発行する広報誌に、税制改正に関する提案事項のほか、国税庁（税務署）、熊本県県央広域本部及び熊本市の税務部が発する税に関する記事を掲載し、会員のほか公共機関の窓口や各地域のイベント等で無料配布する。

対象 会員及び、一般

3. 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

(1) 税制改正の提言及び提言書を関係機関へ提出

目的 公益財団法人全国法人会総連合（以下、全法連という。）では、毎年、会員から税制に関する意見要望を取りまとめ、法人会の全国大会において税制改正要望を決議し、関係機関に要望活動を行っている。本会においても、決議された要望事項を有効にするため、管内から選出された国会議員等に対し要望活動を実施する。

(2) 全国青年の集いへの参加

目的 全国の青年経営者等が一堂に集い、税制、財政、地域社会の健全な発展及び租税教育等について、法人会の目的を達成するための情報や意見の交換が行われている。本会青年部会においても、今後の活動を更に充実させるため、全国青年の集いに参加する。

(3) 全国女性フォーラムへの参加

目的 全国の女性経営者等が一堂に集い、税制、財政、地域社会の健全な発展及び租税教育等について、法人会の目的を達成するための情報や意見の交換が行われている。本会女性部会においても、今後の活動を更に充実させるため、全国女性フォーラムに参加する。

Ⅱ 地域の経済社会環境の整備改善等を図る事業 [公 2]

1. 地域企業の健全な発展に資する事業

(1) 実務セミナーの開催

目的 地域企業の健全な発展を目的として、税務・会計、経営・労務、経済・一般教養の分野から旬なテーマを選択し、実務セミナーを開催する。テーマ・内容については、受講者からの要望を加味し事業研修委員会で協議の上、決定する。講師は、幅広く招聘し、研修内容の充実に努める。また、本会のホームページにおいて、興味あるテーマを選んで24時間受講できるインターネット・セミナーのサービスも提供する。

対象 会員及び、一般

(2) 新入社員合同入社式並びに研修会の開催

目的 自社で入社式を開催しない地元中小企業者のため、熊本商工会議所と共催で新入社員合同入社式並びに研修会を開催する。企業繁栄の原動力となる新入社員に対して、社会人となるための心構えと新企業人として必要な基本的知識・技術・態度の習得を目的として取組んでいる。研修内容は、基本的マナー・態度のほか、新社会人として留意すべき事項等など専門講師を招いて実施する。

対象 会員及び、一般

(3) 支部や部会での研修会の開催

目的 支部（又は、支部合同）、青年部会、女性部会において、地域企業の健全な発展を目的として、税務・会計、経営・労務、経済・一般教養の分野からテーマを選択し研修会を開催する。また、知識の充実・拡充として、冊子・書籍の配布にも努める。

対象 会員及び、一般

(4) 簿記講座の受講支援

目的 地域企業の発展に寄与することを目的として、簿記3級の資格取得を希望する受講生を募り、簿記専門スクールに支払う受講費用の一部を支援する。

対象 会員及び、一般

2. 地域社会への貢献を目的とする事業

(1) 各種ボランティア活動

① 献血支援活動

目的 血液不足を回避することを目的として、血液が不足する冬季に熊本県赤十字血液センターと連携して、本会よりスタッフを派遣し献血支援活動を行う。活動に際しては、管内の企業へ事前周知するとともに、実施当日も、会員・周辺企業及び一般の方に献血の協力を呼び掛ける。

対象 会員及び、一般

② スポーツ支援活動

目的 地域社会に貢献することを目的として、各種スポーツイベントの開催に伴い、運営の一助となるよう本会の会員をボランティアスタッフとして派遣する。

対象 一般

③ 福祉施設入居者との交流活動

目的 地域社会に貢献することを目的として、管内の福祉施設等を慰問し入居者との交流を深める。文化・芸術等に触れる機会を提供するほか、施設の美化活動も支援する。

対象 管内の福祉施設入居者

(2) 環境保全及び地域支援活動

目的 地域の環境保全・支援活動を通じて、地域社会の健全な発展に資することを目的として、公共施設等の清掃活動をはじめ、種子の配布・花壇の管理・植樹等による緑化活動や社会貢献活動を支援する。また、風水害や地震等によって被災した地域及び地域住民の方々に対して、復旧・復興を支援する。

対象 会員及び、一般

(3) 地域の祭り・イベントの支援

目的 地域の祭りやイベントは、地域の活性化及び地域振興と住民間の交流を目的として開催されている。本会は、管内で開催される祭りやイベント等を税情報の発信・提供や地域社会貢献活動及び子ども達の情操教育の機会と捉え、「まちづくり推進事業」に賛同し共催・協賛する。

対象 会員及び、一般

(4) 文化・芸術・自然を育む活動

① コンサート等の開催

目的 地域社会への貢献事業として文化・芸術等に触れる機会を設け、心豊かな時間を過ごすことを目的に各種コンサート等を本会主催や共催により開催する。

対象 会員及び、一般

② 県庁銀杏並木のライトアップの実施

目的 11月の1ヵ月間、18時から3時間程度、熊本県庁プロムナードの銀杏並木をライトアップし、多くの一般の方に、秋の風情と自然を感じながら、心豊かな時間と安らぎを提供することを目的として実施する。

対象 会員及び、一般

③ 自然を学ぶ体験

目的 一般を対象に、身近な自然に触れ、観察し、育て、そこに存在するものは、みな共存していることを肌で感じ、自然に親しみ、自然を学ぶ機会として実施する。自然の大切さを知り、明るく健やかな社会生活が実践できる人を育てることを目的とする。

対象 会員及び、一般

(5) スポーツを通じた活動

目的 各地域では、児童をはじめ高齢者に対する体力づくりやスポーツへの関心を高めることを目的に、さまざまなスポーツ大会やイベント等が開催されている。本会は、児童・生徒及び一般・高齢者の方の心身の健康推進を通じて、地域社会の健全な発展を資することを目的として、スポーツ大会等の開催及び支援活動に取り組む。

対象 会員及び、一般

(6) 小・中学校へ書籍や交通安全グッズ等の寄贈

目的 児童及び生徒の健全育成の増進を図り、地域社会の健全な発展を資することと交通事故から子ども達を守ることを目的として、小学校及び中学校からの要望を踏まえて書籍（本棚含む）や交通安全グッズを寄贈する。

対象 管内の小学校・中学校

(7) 講演会の開催

目的 文化、芸術及び地域産業の振興等、多岐に渡る分野から著名な講師を招聘し、参加者への知識習得の貢献及び地域の活性化に寄与することを目的として、体験談・社会情勢・経済動向・生活や暮らし等の講演会を開催する。

対象 会員及び、一般

Ⅲ その他の事業（相互扶助等事業）

1. 会員の交流及び会員支援のための事業〔他1〕

(1) 通常総会終了後の交流会

通常総会において承認された新年度の事業計画等の実現に向けて意志統一することを踏まえ、会員相互の情報交換や名刺交換による異業種交流を目的として実施する。

(2) 新年賀詞交歓会

地域企業の経営者が集い、交流を目的とした一般社団法人熊本県法人会連合会（以下、県法連という。）主催の賀詞交歓会に参加する。

(3) チャリティゴルフ大会

県法連主催のチャリティゴルフ大会は、会員相互の親睦を深める目的で参加するほか、参加者からチャリティ募金を徴収し福祉団体等に寄贈する。

(4) 交流親睦会

会員・一般を対象とした研修会等の終了後に参加者の親交を深め、異業種交流を図ることを目的として実施する。

(5) スポーツ大会

スポーツ大会を通じて、地域の経営者等会員の交流の輪を広げることを目的として実施する。

(6) 経営者大型保障制度の普及推進

経営者や従業員の「死亡」「後遺障害」「入院・通院」に備える“生・損保セット”の制度、及び「重大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）」の罹患時や「重度の障害」状況で中長期的に会社を一時離職した場合に、企業を守り事業が継続できるよう備える制度。地域企業の福利厚生制度の充実と経営の安定化のため普及推進に努める。

(7) ビジネスガードの普及推進

次の福利厚生制度を会員企業への普及を通じて経営の安定化のため推進に努める。

- ① 「役員・従業員のケガや病気のリスク」「ハラスメント等の雇用に関わるリスク」「業務災害による使用者賠償リスク」を補償する業務災害総合保険（ハイパー任意労災：ケガや雇用リスク、ハイパーメディカル：病気）
- ② 「事業による第三者賠償リスク」や「サイバーリスク」を補償する事業賠償・費用総合保険（ALL STARS）及び個人情報漏洩保険
- ③ 「建物・什器備品・設備等の火災・水災・地震による損壊リスク」を補償する企業財産保険（プロパティガード、地体力）
- ④ 法人会の自動車保険

(8) がん保険制度の普及推進

「生きるためのがん保険 Days 1 WINGS」、「医療保険 EVER シンプル」、「未来の自分が決める WAYS」からなる全法連の制度。地域企業の福利厚生制度の充実と経営の安定のため普及推進する。

(9) 貸倒保障制度（取引信用保険）の普及推進

取引信用保険は、契約時に選定した取引先に債務不履行が生じた場合に予め約定した保険条件に従って保険金が支払われる法人会専用設計された保険である。法人会では団体扱いとして中小企業向け貸倒保障制度を地域企業の経営安定のため普及推進する。

(10) まごころ共済(自動車事故費用共済)の普及推進

人身事故を起こした場合、自賠責保険や任意保険で補えない自己出費部分に対して、契約者本人に支払われる共済金で、熊本県火災共済協同組合（くまもと共済）と紹介代理所を締結。不慮の事故が生じて早期解決に繋がり、経済的負担を補償する制度として普及推進する。

(11) 健康経営の普及推進

会員企業が健康経営に積極的に取り組むことで、従業員の活力向上、企業業績の向上、税収の増加、社会保障給付費の抑制につなげていくことが期待できることから、その普

及推進に努める。健康経営の目的は「財政健全化に貢献する」こと、また、その取組等を通じて「地域の活性化に貢献する」ことである。会員企業の健康増進に向けた取組み、ジェネリック薬品の利用促進など、健康経営委員会を設置し、具体的な取組を企画・検討する。

(12) 会員特典の普及推進

本会が提携した企業から会員又は会員企業が、特定のサービスを受ける際、そのサービスに対して割引が受けられる会員特典を普及推進する。

IV 各委員会関係

1. 総務委員会関係

会務運営の基本方針の企画立案を行うほか、次に掲げる事項を推進する。

- (1) 役員の推薦、委員会等の構成員の選任、委嘱等に関する事項
- (2) 定款、諸規則及び諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (3) 決算報告及び収支予算（案）の作成
- (4) 地域社会への貢献活動の推進
- (5) 総会、理事会等の開催

2. 組織委員会関係

会員増強、会活動の活性化及び会員交流事業を重点項目として、次に掲げる事項を推進する。

- (1) 会員増強活動の企画・実施
- (2) 組織強化活動の企画・実施
- (3) 会員交流事業の企画・実施

3. 事業研修委員会関係

税に関する研修活動の充実及び社会貢献活動の企画・実施を重点項目として、次に掲げる事業を推進する。

- (1) 税に関する研修活動の企画・実施
- (2) 社会貢献活動の企画・実施
- (3) その他公益事業（他の委員会の所掌に属することを除く）の推進

4. 税制委員会関係

今後の望ましい税制のあり方を基本として検討を行うなど、次に掲げる事項を推進する。

- (1) 税制に関する調査研究及び習熟

- (2) 会員の税制に関する要望事項の集約及び上部団体への具申
- (3) 法人会全国大会（税制改正提言等）への参加
- (4) 税制改正提言事項の地元選出国會議員に対する要望活動

5. 広報委員会関係

税の啓発、公益に資する内容等を会員のほか、広く一般に周知することを重点項目として、次に掲げる事項を推進する。

- (1) 法人会「会報」の発行
- (2) ホームページによる公益に係る各種広報
- (3) 法人会ポスター及び屋外広告塔による広告
- (4) 地域社会貢献活動に関するチラシの配布及び新聞報道等による広報
- (5) 税の啓発用資料やパンフレット「法人会のご案内」の配布
- (6) 全国法人会総連合の会報誌「ほうじん」の配布

6. 厚生委員会関係

会員企業の安定及び経営者等の福利厚生を重点事項として、次に掲げる事項を推進する。

- (1) 会員に対する福利厚生事業の企画・実施
 - ① 経営者大型総合保障制度（総合型）
 - ② 経営者大型総合保障制度「Jタイプ」「Tタイプ」等
 - ③ ビジネスガード（企業向け損害保険）
 - ④ 生きるためのがん保険 Days 1 WINGS
 - ⑤ 医療保険 EVER シンプル
 - ⑥ 未来の自分が決める保険 WAYS
 - ⑦ 貸倒保障制度等
 - ⑧ まごころ共済（自動車事故費用共済）
- (2) 事務局職員の福利厚生
- (3) その他の収益事業の推進

7. 健康経営委員会関係

一般社団法人熊本県法人会連合会（以下「県法連」という。）と健康経営に関する情報を共有し、会員企業の活性化及び地域の活性化のための健康経営を重点事項として、次に掲げる事項を推進する。

- (1) 県法連が企画した健康経営委員会、健康経営に関する取組等への積極的な参加
- (2) 会員に対する健康経営事業の企画・実施
- (3) 健康経営に関する調査・研究
- (4) 健康経営を通じた地域の活性化

8. 支部関係

支部関係については、会員増強及び支部活動の活性化に重点をおき、次に掲げる事項を推進する。なお、事業の実施に当たっては、一般参加の方にも配慮の上、公益目的に沿った内容となるよう努める。

- (1) 支部役員会の開催
- (2) 地区別支部長会の開催
- (3) 支部研修会の開催
- (4) 支部内の社会貢献活動の実施
- (5) 支部親睦事業の実施
- (6) 未加入法人の加入勧奨の実施
- (7) その他支部活性化のための諸施策の実施